消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■「利用した覚えのない請求(架空請求)」が横行しています

「利用した覚えがない架空の請求をうけているが、どうしたらよいか」「訴訟最終告知 という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という相談が、全国の消費生活センターへ寄 せられています。

<消費者へのアドバイス>

☆ 利用していなければ連絡しない

まったく根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき、アットランダムに根拠のない請求ハガキや電子メール等を大量に送ったものと思われます。

請求ハガキや電子メール等には「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツ利用料金等を請求される場合もあります。請求ハガキ等を送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、請求ハガキ等に書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。

さらに、「消費料金に関する訴訟最終告知」等の請求内容がよくわからないハガキ等が送られてくる場合もあります。ハガキ等に書かれている電話番号に連絡をしないと、訴訟や差し押さえ等を執行すると書かれており、実際に連絡をすると、訴訟の取り下げ費用等と称して料金を請求されています。

こういった架空請求等に対しては、請求ハガキ等に書いてある電話番号等には決して連絡 しないようにしましょう。

☆ 最寄りの消費生活センターへ相談する

架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。

「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内各地の裁判所でも確認することができます。

☆ これ以上、電話番号などの個人的な情報は知らせない

郵送の場合は、請求ハガキ等が実際に届いているので、悪質事業者は名前と住所は知っていることになります。また、電子メールやSMSの場合では悪質事業者はメールアドレスや電話番号を知っていることになります。新たに、個人的な情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。個人的な情報を知られないようにしてください。

☆ 証拠は保管しておく

今後何らかのアクションが悪質事業者からあるかも知れないので、請求ハガキ、封書、電子メール等は保管しておく方がいいでしょう。

☆ 警察へ届け出をする

根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けておきましょう。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30
 - 相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00
- 相談電話:097-534-0999
- ◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30
 - 相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会 こいた、こ週州共しましたいは、自力いが出されていた来である。 社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟とし て、訴状が提出されました事を改めて告知致します。 管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開 始させていただきます。 また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に 受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、動 をはった。秋川自立のエレッド、加サテッケンでルベン、製産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます 度、い動産物のほしまでんで3年間は30元税はでは、いたんでは、ので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただ。 きたく様お願い致します。 さた、「味の願い」以しょり。 尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承って おりますので下記までお問合せ下さい。 書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様 からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター 本物自貨幣又向 ロ本氏争跡鉱管理センメー東京都千代田区霞が関メメメメメメメメメメメ XX\\\\\\XX\BXX\BXX\B 取り下い寺いの回口に応い いっへへへ 受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)



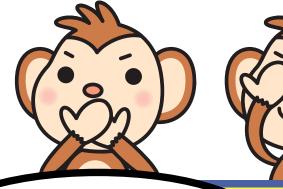


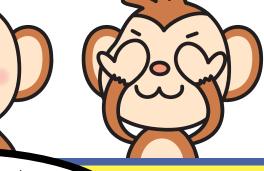










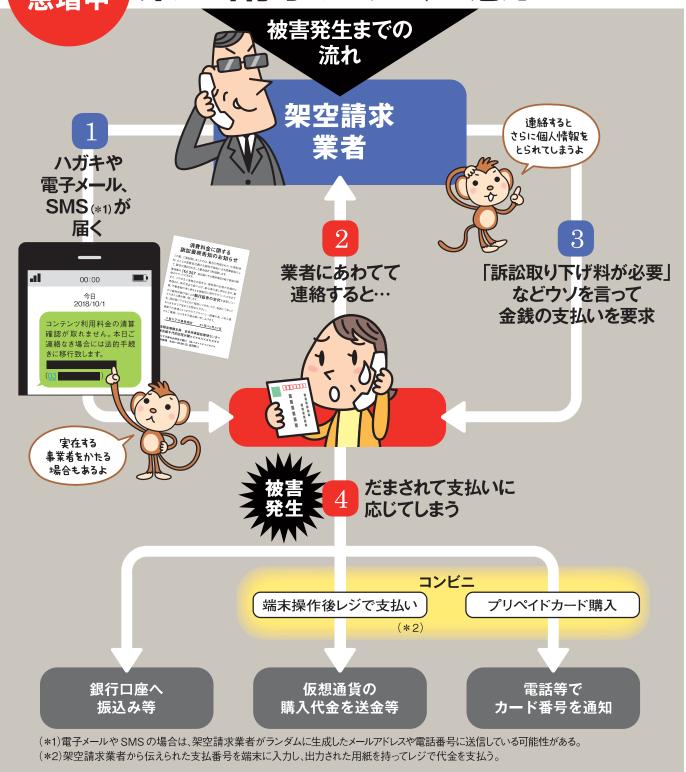


消費者ホットライン

8歳相談!

詳しくは裏面を ご覧ください»» 被害 急増中

架空請求に、ご注意!



消費生活センターは、

地方自治体が運営する消費生活に 関する相談窓口です。 い や や

消費者ホットライン

188 (3桁の電話番号)

最寄りの相談窓口に電話がつながります。 お住まいの自治体の相談窓口は…